

## 枝幸町告示第 4 4 号

令和 5・6 年度枝幸町建設工事等競争入札参加資格審査申請について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、令和 5 年度及び令和 6 年度において枝幸町が発注する工事の請負契約並びに工事に係る業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（随意契約等を含む。以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

枝幸町長 村 上 守 継

### 第 1 資格

#### 1 基本的資格要件

枝幸町が発注する建設工事等の競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第 167 条の 4 第 2 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札への参加を排除されている者であってはならない。

#### 2 契約の種類による資格要件

##### (1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和 4 年 12 月 1 日現在において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による許可を受けてから引き続き 2 年以上の営業を営んでいること。

イ 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受け、建設業法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

ウ 現に工事種別に対応する完成工事高があること。

エ 工事種別に対応する従業員及び技術者を有していること。

##### (2) 土木・建築物の設計に係る契約

土木・建築物の設計に係る契約についての入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築物の設計に係るものについては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級又は二級建築士事務所の登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合は登録を要しない。

イ 令和 4 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでおり、事業売上高を有していること。ただし、個人については、従業員を有していること。

(3) 測量、調査又は技術資料作成等に係る契約

測量、調査又は技術資料作成等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量に係るものについては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による登録を受けた者であること。

イ 令和 4 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでおり、事業売上高を有していること。ただし、個人については、従業員を有していること。

(4) 設計、測量及び調査等以外の委託業務に係る契約

設計、測量及び調査等以外の委託業務に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 委託業務に係るものについては、業務内容に対応する技術力及び法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合は、当該許可、免許及び登録を有していること。

イ 令和 4 年 12 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。ただし、個人については、従業員を有していること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、次の各号のいずれかに該当するときは、2 に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

(2) 協同組合のうち企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### 5 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者となったとき。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されたとき。

- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。
- (4) 政令第 167 条の 5 第 1 項及び 167 条の 11 第 2 項の規定に基づく町長が定める資格要件を欠くに至ったとき。

## 第 2 資格審査の申請方法等

### 1 申請方法

- (1) 申請は、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。なお、枝幸町内に本店又は営業所を有する者に限り、北海道市町村統一様式のほか、町が別に定めた書類の持参による申請を認める。
- (2) 持参の書類は、財政課管財契約グループに提出するものとする。
- (3) 登録内容に変更があったときは、速やかに変更届出書を提出するものとする。
- (4) 申請書作成にあたっての留意事項等詳細については、別途定める。

### 2 申請時期

- (1) 令和 4 年 12 月 12 日から令和 5 年 1 月 31 日までとする。
- (2) 協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注に係る適格組合証明を受けたときは、当該協同組合又は協業組合については(1)によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは(1)によるほか、当該企業組合又は協業組合が設置されたときとする。
- (4) 町長が特に必要と認めた場合は、町長の指定する日とする。